

8 傷病により休職したとき

《 共済組合 》

○ 組合員が傷病により勤務に服することができず給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・ 傷病手当金 [支給期間] 公務によらない同一の傷病について、療養のため勤務に服することができなくなった日以後、3日を経過した日（報酬との調整により、傷病手当金の全部が支給されないときは傷病手当金の支給が始まったとき）から通算して1年6か月間 [支給額] 期日1日につき、標準報酬日額に3分の2に相当する金額（傷病手当金の額が80%休職期間中等に支払われる報酬の額を上回る場合、その差額が支給されます。） （注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。	・ 傷病手当金請求書	・ 診断書（写） ・ 履歴書（写） ・ 出勤簿（写）	P30
・ 傷病手当金附加金 [支給期間] 傷病手当金給付終了後、引き続き組合員（任意継続組合員を除く）の資格がある場合に最長6か月支給 [支給額] 傷病手当金と同じ （注）老齢厚生年金（老齢基礎年金）又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金（障害基礎年金）を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。	・ 傷病手当金附加金請求書		
【 掛金 】 傷病手当金、傷病手当金附加金から控除します。 なお、控除できない場合等は、納付書により払いこんでいただきます。			
【 貸付償還金 】 組合員からの依頼により、傷病手当金から控除する。	・ 貸付金控除依頼書		—

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 傷病手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

※ 資格喪失後の給付については、P71参照

《 互 助 会 》

○ 会員が傷病により引き続き勤務できなかったとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・ 傷病見舞金 15,000円 ～ 50,000円 会員が傷病のため引き続き勤務できなかったとき、その期間に応じて給付。（最低30日以上）	・ 傷病見舞金請求書	・ 診断書（写） ・ 出勤簿（写）	現職者のページ （給付事業）
【 掛金の特例 】 傷病により無給となった場合、掛金が免除されます。 [免除対象期間] 給料の全部が支給されなくなった日の属する月から当該給料の支給を受けるようになった日の属する月の前月まで	提出書類不要		
【 貸付金の償還猶予 】 （P62参照） 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 無給休職期間の範囲内で希望する期間	・ 償還猶予申出書	・ 休職期間が分かるもの	現職者のページ （貸付事業）

9 派遣されたとき

■公益法人等に派遣されたとき

《 県 》

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に辞令の写し（派遣された事実がわかるもの）を添付して総務部給与厚生課給付班に提出してください。

なお、異動後速やかに住所地の市町村に請求手続きを行ってください。（提出書類等については各市町村に確認してください。）

《 共済組合 》

1. 組合員資格

(1) 短期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

(2) 長期給付 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。従って、組合員の被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者としての資格も変わりません。

(3) 福祉事業 …… 引き続き共済組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

《 互 助 会 》

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

■在外教育施設（海外日本人学校）に派遣されたとき

《 県 》

○ 児童手当

児童手当の受給資格がなくなりますので、「児童手当受給事由消滅届」に、国外に転出する日がわかる書類を添付して、総務部給与厚生課給付班に提出してください。

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …… 引き続き組合員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 療養費等

海外の医療機関で診療を受けるときは、組合員証を使用することができませんので、所属所を通じて療養費等の請求を行ってください。給付内容は、国内において組合員証を使用しないで医療機関を受診した場合と同様です。

[提出書類]

・「療養費・家族療養費・高額療養費請求書」（様式集P13）

・「診療内容明細書（日本語翻訳文が必要）」（様式集P20、P20-2）

・「領収明細書」（日本語翻訳文が必要）（様式集P20-3）

・「領収書」（原本）

・海外に渡航した事実を証する書類の写し（航空券、パスポートなどの写し）

・調査に関わる同意書（様式集P20-4）

《 互 助 会 》

1. 会員資格 …… 引き続き会員としての資格を有します。

2. 掛金 …… 引き続き掛金が徴収されます。

3. 事業 …… 引き続き適用されます。

10 配偶者同行休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間（3年を限度とする。）について、償還を猶予することができます。
償還猶予を希望しない場合は、掛金と同様の扱いとなります。

[提出書類]

償還猶予申出書

《 互 助 会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき

《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。

《 互 助 会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金
 - (1) 自己啓発休業………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。
 - (2) 大学院修学休業………… 償還を猶予することができます。（P62参照）
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。